

みんなのゲンキ みんなで支える

国民健康保険

加入する人

職場の社会保険や共済保険などに加入している人や、生活保護を受けている人以外の人は、すべて国保に加入しなければなりません。

ただし、一年間の収入が百三十万円未満（六十歳以上の人や障害者年金の受給要件に該当する場合は百八十万円未満）であれば、ほかの保険制度の被扶養者になれる場合があります。三親等以内の親族が会社などに勤めている人は、自分の収入を確かめてみましょう。

国保の運営

国保の事業を運営するのは市町村で保険者といいますが、保険者は、国保に加入している皆さんに納めていただく国保などで医療費を支払い、国保事業の健全な運営を行います。

笠岡市では、平成十七年六月末現在で12,243世帯22,007人（約38.1%）の皆さんが加入しています。

制度を支える国保税

国保の資格を得ると、国保税を納める義務が生じます。この税は、国や県の補助金とあわせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり家族が亡くなったときの給付に充てられます。

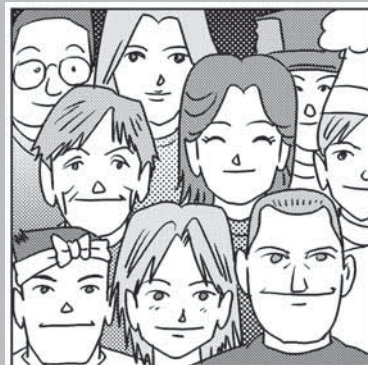
ほかの市町村から転入したときや、ほかの健康保険をやって国保の資格を得た場合、国保の資格と納税義務は、異動のあった日から生じます。そのため、国保税はその日までのさかのぼって納めていただくこととなります。また、国保に加入するには、ほかの健康保険の資格を失った日（または退職の日）を証明する書類などが必要です。

国保税の計算

国保税は国などの補助金とともに、国保の給付費用などに充てるための大切な財源です。その年に予測される医療費から、国からの補助金や、医療機関で支払う自己負担金などを差し引いた分が国保税

国保に加入する人は

- ☆ お店などを経営している自営業の人
- ☆ 農業や漁業などを営んでいる人
- ☆ 退職して職場の健康保険などをやめた人
- ☆ パートやアルバイトで、職場の健康保険などに入っていない人
- ☆ 外国人登録を行い、一年以上日本に滞在するものと認められた外国人



国保税は期限内に

の総額となります。皆さんの所得などに応じ公平に負担していただくため、税率は毎年状況により決められます。なお、四十歳以上六十歳未満の加入者の人は、介護保険分が上乘せされます。平成十七年度の税率等は、医療費の推移や社会情勢などを考慮し据え置きます。

【税率等】

	医療給付費分	介護保険分
所得割額	9.8%	1.3%
均等割額 (被保険者1人あたり)	26,000円	6,000円
平等割額 (1世帯あたり)	20,000円	3,500円
税額の上限	53万円	8万円

皆さんに納めていただく国保税は、国保事業を運営するための重要な財源です。国保税を滞納すると、ほかの加入者の負担を大きくするばかりでなく、国保事業の運営も困難になってしまいます。そのため、特別な理由もないのに国保税を滞納すると、保険証を返還していただき、資格証明書を交付することになります。資格証明書では、医療費の支払い時に、いったん全額を負担していただくこととなります。

皆さんが安心して医療を受けられるためにも、国保税は納期限内にきちんと納めましょう。